

公益財団法人茨城県暴力追放推進センター規程第7号

公益財団法人茨城県暴力追放推進センター賛助会員規程を次のように定める。

平成22年6月18日

公益財団法人茨城県暴力追放推進センター理事長 幡谷 祐一

公益財団法人茨城県暴力追放推進センター賛助会員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、定款第51条の規定に基づき、公益財団法人茨城県暴力追放推進センター（以下「センター」という。）の賛助会員の入会及び退会並びに賛助金の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(賛助会員)

第2条 賛助会員とは、本センターの目的に賛同し、事業の推進を援助するために入会した個人、法人又は団体をいう。

(入会手続)

第3条 賛助会員になろうとする個人、法人又は団体は、入会申込書（様式第1号）及び表明・確約書（様式第2号）を理事長に提出しなければならない。

2 以下の各号に該当する者（以下「反社会的勢力」という。）は、会員となることができない。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員又は暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ
- (6) その他前各号に準ずるもの

3 前項の反社会的勢力と次の各号のいずれかに該当する関係を有する者は、会員となることができない。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき。
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 不当に反社会的勢力を利用していると認められるとき。
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。
- (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(入会の承認及び理事会への報告)

第4条 理事長は、新たに入会申込のあった個人、法人又は団体について、入会の可否を決定し、入会を承認することができる。

2 理事長は新たに入会を承認した賛助会員については、直近の理事会に報告しなけ

ればならない。

(賛助金)

第5条 賛助会員は、次の区分により、賛助金を納入するものとする。

- (1) 個人会員 年額 1口 5,000円
- (2) 法人・団体会員 年額 1口 20,000円
- (3) 口数は自由とする。

2 前項の賛助金は、寄付金として扱うものとし、毎事業年度における合計額の50パーセント以上70パーセント以内を公益目的事業に使用し、他は管理費に使用するものとする。

(除名)

第6条 賛助会員が下記各号の事由に該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

- (1) 本センターの名誉を著しく毀損し、又は信用を失わせるような非行があったとき。
- (2) 第3条第2項及び第3項に規定する反社会的勢力等に該当することが判明したとき。
- (3) 入会申込書等の提出書類に虚偽の記載があったとき。

(退会)

第7条 賛助会員は、いつでも退会届（様式第3号）を本センターに提出することにより、退会することができる。

2 前項の場合、既納の賛助金は、いかなる理由があっても、これを返還しない。

3 賛助会員は正当な理由がなく賛助金を3年以上滞納したとき又は賛助会員が死亡若しくは解散したときは、退会したものとみなす。

第8条 この規程は、必要と認めた場合、理事会の決議により改正することができる。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。（平成22年6月18日理事会議決）

附 則

この規程の一部改正は、令和3年3月4日から施行する。（令和3年3月4日理事会議決）